資料２－16

経済対策のフォローアップについて

金融庁

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日公表）
＜金融対策＞(3) 中小企業等に対する金融の円滑化等
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。

➢平成21年12月4日、中小企業金融円滑化法施行
（金融機関の体制整備義務については、平成22年2月1日施行）
➢同日、検査マニュアル、監督指針を改定

➢その他の措置

- 金融担当大臣談話公表、関連業界団体への協力要請文発出（12月4日）
- 金融担当大臣出席の下、金融機関代表者等との意見交換会を開催し、中小企業等への年末金融の円滑化を要請（12月10日）
- 中小企業・住宅ローンの借り手への積極的な広報〔パンフレット作成・配布、新聞広告〕
- 全国各地で中小企業、金融機関向け説明会を実施（年末までに、地方ブロック11箇所、都道府県47箇所で開催済）
- 条件変更対応保証制度の開始（12月15日）
- 改定検査マニュアル（1月29日）、改定監督指針等（2月12日）にかかるQ&Aを公表
- 金融円滑化ヒアリングを実施（1月下旬～3月上旬）
- 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を開始（2月～）
- 総理・金融担当大臣出席の下、金融機関代表者等との意見交換会を開催し、中小企業等への年度末金融の円滑化を要請（3月2日）

主要行における貸付けの条件の変更等の実施状況（平成22年2月末時点）

○債務者が中小企業者である場合

	申込み	実行	謝絶
件数	44,853件 （15,542件）	22,534件 （3,143件）	152件 （20件）
金額	2兆2,252億円 （8,185億円）	1兆2,770億円 （2,802億円）	123億円 （13億円）

（注）（ ）内は平成21年12月末時点（経済対策検討チーム第6回会合提出資料）

○債務者が住宅資金借入者である場合

	申込み	実行	謝絶
件数	11,502件 （4,018件）	2,307件 （111件）	120件 （19件）
金額	2,002億円 （701億円）	430億円 （18億円）	20億円 （3億円）

（注）（ ）内は平成21年12月末時点（経済対策検討チーム第6回会合提出資料）

（注1）主要行（９行：三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、住友信託銀行、中央三井信託銀行）が中小企業金融円滑化法に基づく開示に先行して公表した資料より集計。

（注2）申込みのうち、実行又は謝絶に至っていない案件は、審査中であるか又は債務者が申込みを取下げたもの。

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律〈時限〉

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注)銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

・金融機関の責務を遂行するための体制整備。

・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

行政上の対応

・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)

・当局は、報告をとりまとめて公表。

更なる支援措置

・信用保証制度の充実等。

検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

その他の措置

・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。

・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。

・金融機能強化法の活用の検討促進。

中小企業等金融円滑化法に基づく検査・監督上のフォローアップ体制

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月８日公表）

＜金融対策＞（3）「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。

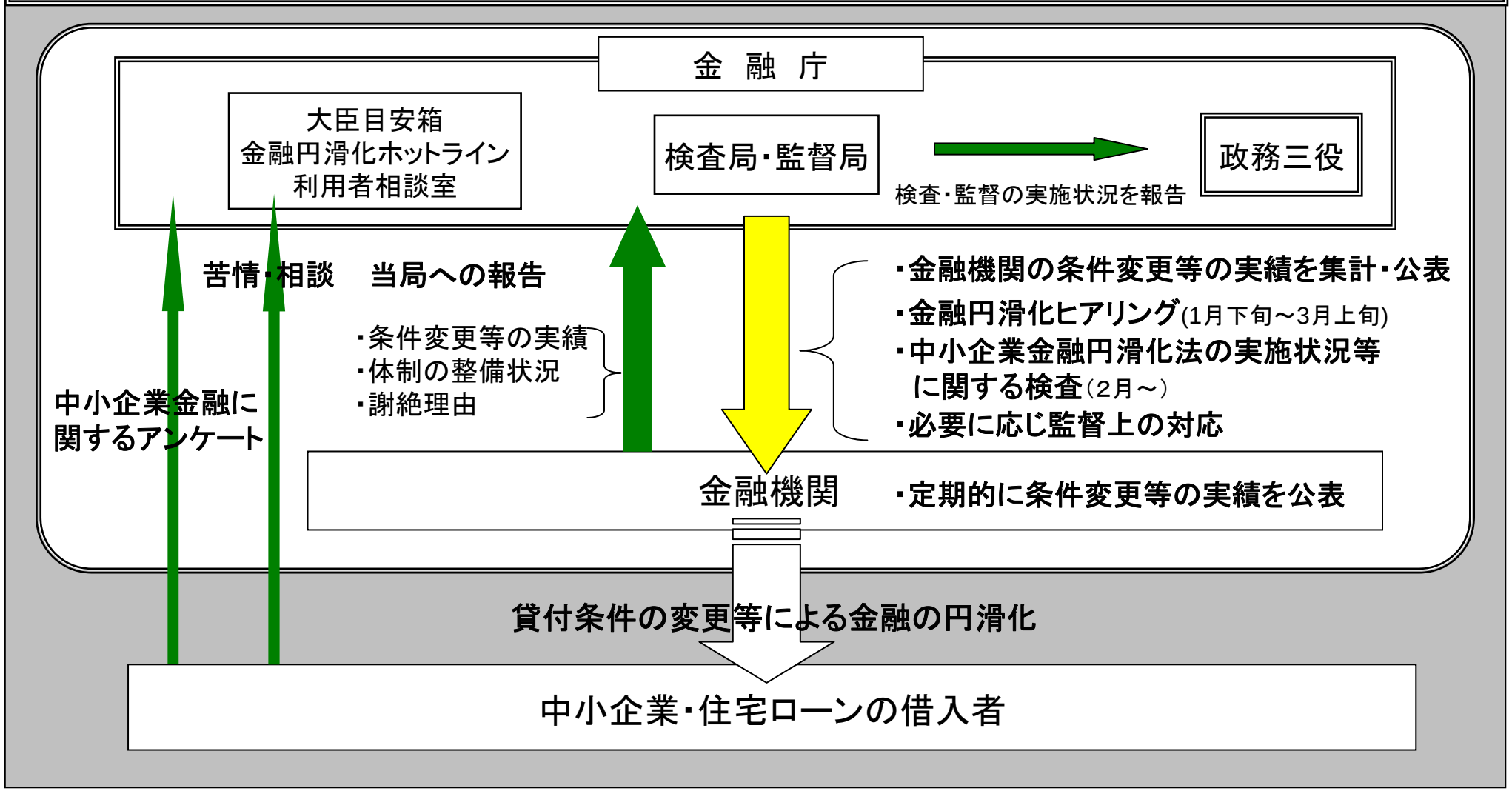

（参　考）
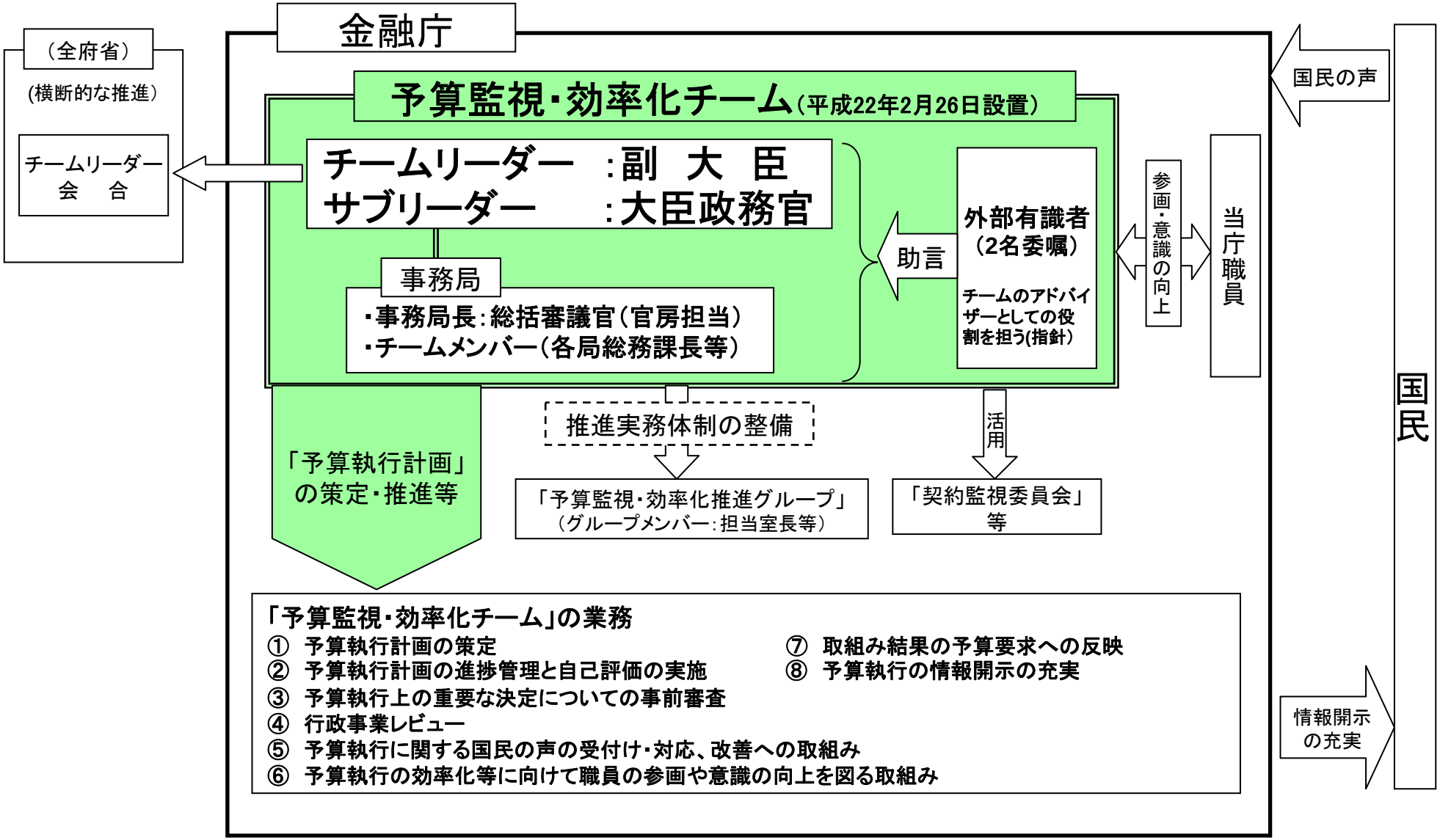
金融庁「予算監視・効率化チーム」の業務体制等の概要